

第五十五号議案

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年六月六日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十六年三月江戸川区条例第
一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

十 一般社団法人江戸川区文化芸術協会

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

職員を派遣することができるとして、一般社団法人江戸川区文化芸術協会を追
加する必要があるもので、本案を提出いたします。